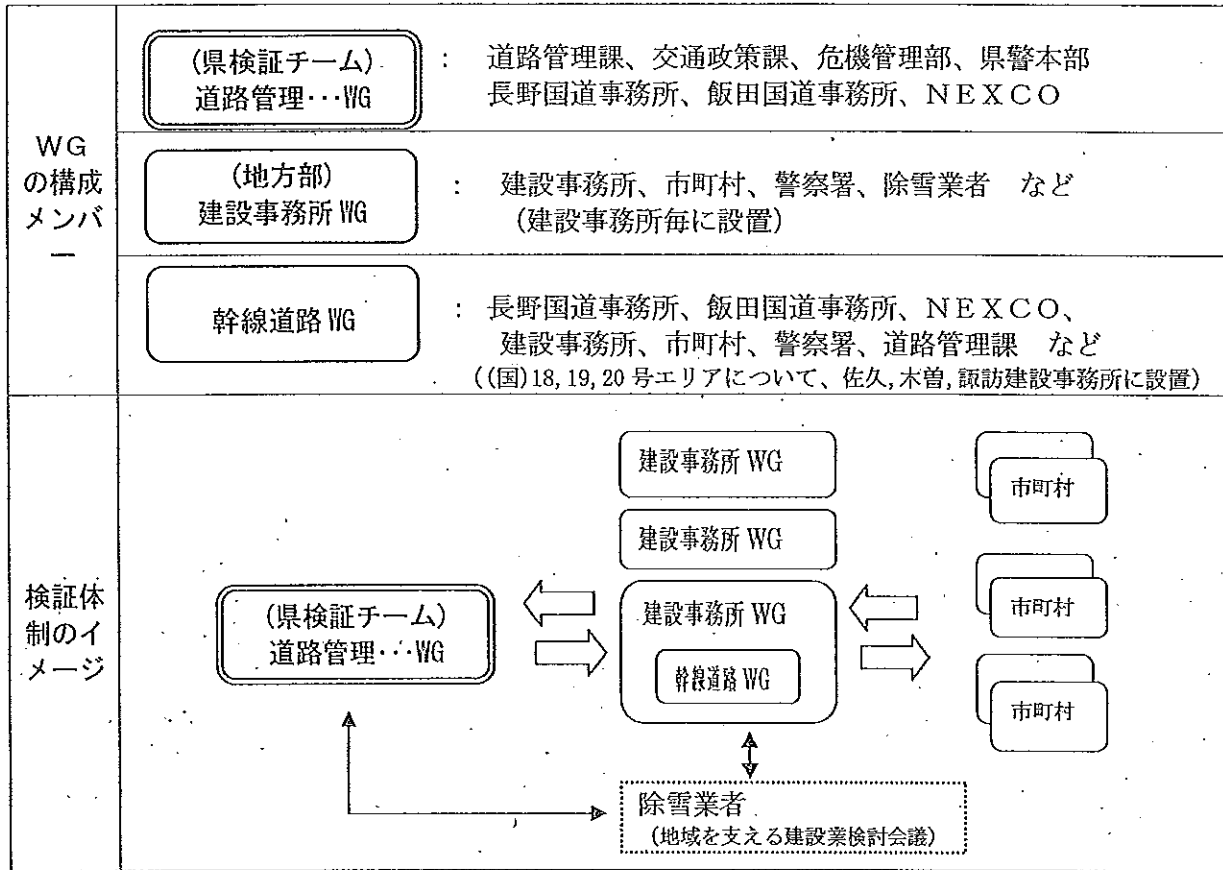


(2) ワーキンググループの検討経過

ア 道路管理・交通規制オペレーション

道路管理・交通規制オペレーション ワーキンググループ検討結果について

1 道路管理・交通規制オペレーションワーキンググループの検証体制



2 検討経過

検討状況	出席者
佐久, 上田, 伊那, 松本, 安曇野建設事務所 意見交換会 (3/7~3/28)	建設事務所、市町村、警察署、除雪業者 など
地域を支える建設業検討会議 (3/12)	長野県建設業協会、長野県
第1回ワーキンググループ (3/26)	道路管理課、交通規制課、危機管理部、 県警本部、長野国道事務所
各建設事務所ワーキンググループ、アンケ ート調査 (4/8~5/26)	建設事務所、市町村、警察署、除雪業者 など
地域を支える建設業検討会議(危機管理・ 維持管理分科会) (4/21)	長野県建設業協会、長野県建設部
(国)18, 19, 20号エリア幹線道路ワーキン ググループ(佐久, 木曾, 諏訪建設事務所W Gと同時開催) (4/22~5/26)	建設事務所、市町村、警察署、長野国道 事務所、飯田国道事務所、NEXCO、 道路管理課など
第2回ワーキンググループ (4/30)	〈第1回〉と同
第3回ワーキンググループ (5/21)	〈第1回〉に加えNEXCO, 飯田国道事務所
第4回ワーキンググループ (6/6)	〈第3回〉と同

3 課題の整理および検討の方向性

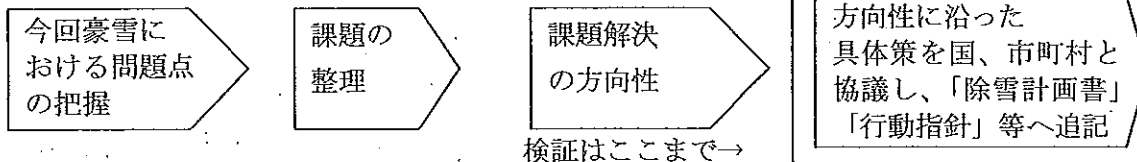
(1) 基本事項

検証対象は、原則として豪雪災害時とする。

(2) 検討事項

- ① 道路管理者間等の情報の連携
- ② 交通規制のあり方と道路上の滞留車両への対応
- ③ 除雪体制のあり方（道路管理者間の連携（優先道路、連絡体制））、除雪機械配備のあり方、排雪場所の確認 など

(3) 検証の流れ



□ 連携

課題	<p>◆情報把握の遅れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道、NEXCO、隣接県、隣接建設事務所、市町村道の情報。 ・警察との情報共有。 <p>◆除雪・排雪の遅れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の通行止が一般道の除雪作業に影響を与えた。 ・ロータリ、ドーザーなどの除雪機械配備不足。 ・異なる道路管理者が重なる交差点、除雪業者間で除雪格差。 ・排雪場所不足。
方向性	<p>◇国、NEXCO、県、市町村など道路管理者間の情報共有の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、NEXCO、県、警察などで構成する「幹線道路連絡会議」を新たに設置。 また、県、市町村、警察などで構成する建設事務所単位の「除雪連絡会議」を新たに設置。 <p>◇警察と連携した情報共有、隣接県との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察の交通管制センターを活用して道路規制情報の収集を一元化した上で、道路情報センターの災害時情報提供サービスを活用し見てわかる道路規制情報の発信を一元化するとともに隣接県との情報を共有。 <p>◇NEXCOとの調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の早期通行確保に向けた弾力的な運用方法の検討。 <p>◇建設事務所間の応援体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪機械の応援体制の構築（豪雪地域 → 小雪地域）。 <p>◇除雪契約方法の改善・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者間の相互協力を可能とし、緊急時（豪雪時）の除雪体制の強化を図るため、エリア単位で共同企業体との契約を一部地域で試行。

	◇隣接県との相互協力 ・山梨、群馬、新潟の各県と相互除雪などの協定による除雪体制の連携。 ◇豪雪時に対する準備 ・市町村と調整し、排雪場所をあらかじめ設定。	※
実現に向けて	◇「除雪計画書」「行動指針」等に追記する具体策 ・ <u>「幹線道路連絡会議」及び「除雪連絡会議」の設置</u>	1
	・豪雪災害時の道路規制情報一元化 (「交通管制センター」及び「道路交通情報センター」の活用)	2
	・建設事務所間 除雪機械の相互支援方針	3
	・排雪場所の設定	4
	・ <u>山梨、群馬、新潟の各県と豪雪災害時での「相互除雪などの協定」</u>	5
	・ <u>共同企業体方式による除雪契約を地域単位で行う制度試行</u> (一部の地域で試行)	7
	・豪雪災害時における高速道路の早期通行確保に向けて弾力的な運用	9

※ シート番号

□ 交通規制

課題	◆交通規制の遅れが除雪の遅れに影響 ・交通規制の遅れが除雪作業に影響。	
方向性	◇警察と通行規制の連携 ・迅速な除雪のための通行止めは、警察と連携し初動体制を迅速化。 原則として道路管理者が主体的に通行止めを行うが、警察の協力を得て迅速化を図る。以上をマニュアル化。	※
実現に向けて	◇「除雪計画書」「行動指針」等に追記する具体策 ・ <u>「警察と連携した初動体制迅速化マニュアル(仮称)」の策定</u>	11

※ シート番号

□ 除雪優先道路

課題	◆除雪・排雪の遅れ ・バス路線の交通障害と休校の長期間継続。 ・病院、駅、公共施設などへの交通障害が長期間継続。	
方向性	◇除雪優先路線の決定 ・バスの運行状況(本数など)も考慮し、排雪優先路線を決定。 排雪しなければバス運行が確保できない場合があり、市町村の意見を参考に沿道の学校、病院、駅、公共施設などの状況も踏まえ排雪優先路線を決定。 → 市町村と調整のうえ緊急確保路線を設定し情報共有。	※
実現に向けて	◇「除雪計画書」「行動指針」等に追記する具体策 ・ <u>緊急確保路線のほかに除雪優先路線を選定。</u> <u>学校、病院、公共施設などの状況や、市町村の意見を参考に選定。</u>	10

※ シート番号

□ 滞留車両対策

課題	◆滞留車両の発生 (国)18, 19, 20号、浅間サンライン((主)小諸軽井沢線)で滞留車両。	
方向性	◇滞留車両の防止・迂回誘導 ・スタック車両の予防のため、トラックの雪道装備徹底についてトラック協会等を通じて広報。 ・高速道路の早期通行確保に向けた弾力的な運用方法の検討。 ・道路管理者と警察が連携。滞留車両の現状把握と通行止め規制タイミングの判断基準の明確化及び迂回誘導ポイントの決定。 ◇交通整理 ・交差道路側からの交通整理及び滞留車両を移動。交通整理によって滞留区間内における優先除雪。交通整理の主体は道路管理者、必要により警察も合同実施。滞留車両を早期通行・排除。 ◇情報提供 ・ラジオ、防災無線、エリアメール、道路管理パトカー、警察パトカー等による広報等あらゆる媒体を活用。 ※	
実現に向けて	◇「除雪計画書」「行動指針」等に追記する具体策 ・大量の滞留車両の発生を抑制	12
	・「警察と連携した初動体制迅速化マニュアル(仮称)」の策定	11 再掲
	・豪雪災害時における高速道路の早期通行確保に向けて弾力的な運用	9 再掲

※ シート番号

□ 市町村・地域支援

課題	◆市町村・地域支援 市町村道と県管理道路間で除雪格差。 市町村の除雪機械設備不足。歩道除雪対応の遅れ。	
方向性	◇市町村道と県管理道路の除雪体制一元化 ・除雪業者間の相互協力が可能となるよう、共同企業体方式による除雪契約を地域単位で行う制度を試行。 ・市町村道と県管理道路の相互除雪を実施。 ◇市町村への除雪機械貸し出し ・県保有の除雪機械を市町村へ貸し出す仕組みづくり。 ◇地域住民との協働 ・地域住民による歩道除雪を支援するため、市町村を通じて地域住民へ貸出可能な歩道用小型除雪機を必要な建設事務所へ配備。	

実現に 向けて	◇「除雪計画書」「行動指針」等に追記する具体策 ・ <u>県と市町村の豪雪災害時での「相互除雪の協定」</u>	※	6
	・共同企業体方式による除雪契約を地域単位で行う制度試行 (一部の地域で試行)		7 再掲
	・豪雪災害時における市町村への除雪機械貸与方針 (小型除雪機含む)		8

※ シート番号

4 今後の検討

- (1) ワーキンググループの枠組みを活用し、実現に向けた具体策を、国、NEXCO、県、市町村、警察などと協議継続。《11月まで》
- (2) 各道路・交通管理者間との情報共有の具体的な方法について協議継続。《11月まで》
- (3) 次期降雪期までに具体策を「除雪計画書」「行動指針」等に追記するとともに、これらを徹底するため訓練を新たに実施。

また、豪雪地域の除雪業者を講師として小雪地域の除雪業者への除雪技術講習会。

